

軽減税率対策費補助金（レジ補助金）の補助対象期間について

本補助金の補助対象要件となっている 2019 年 9 月 30 日までの設置（導入・改修）、支払い期限については、以下のとおり変更となりました。

軽減税率対応レジ・券売機の導入・改修の支援

【変更前】

2019 年 9 月 30 日（月）までにレジ・券売機の 設置（導入・改修）、支払いを完了 し、2019 年 12 月 16 日（月）までに補助金を申請する。

【変更後】

2019 年 9 月 30 日（月）までにレジ・券売機の 契約等の手続きを完了 し、2019 年 12 月 16 日（月）までに補助金を申請する。

請求書管理システムの導入・改修の支援（※）

【変更前】

2019 年 9 月 30 日（月）までに請求書管理システムの 導入・改修、支払いを完了 し、2019 年 12 月 16 日（月）までに補助金を申請する。

【変更後】

2019 年 9 月 30 日（月）までに請求書管理システムの 契約等の手続きを完了 し、2019 年 12 月 16 日（月）までに補助金を申請する。

（※）請求書管理システムの導入・改修のうち、ソフトウェア自己導入型（C-2 型）（中小企業・小規模事業者自らがパッケージ型の製品・サービスを購入し導入する場合）については、従来どおり導入・改修を終え支払いを完了する日が、2019 年 1 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日までの間であるものが補助の対象になります。

受発注システムの改修等の支援

変更なし

本件に関する詳細はこちら
<軽減税率対策補助金事務局>
<http://kzt-hojo.jp/>

